

多度地区小中一貫校整備事業

募集要項

令和4年7月7日

令和4年8月10日修正

桑名市

目 次

第 1	募集要項等の位置付け	1
第 2	事業概要	1
1	事業名称	1
2	本事業の対象となる公共施設	1
3	公共施設の管理者の名称	1
4	本事業の経緯・目的	1
5	本事業の理念	3
6	本事業の基本コンセプト	3
7	学校づくりの考え方(基本方針)	4
8	本事業の方向性(事業者に対して特に期待すること)	5
9	本事業の内容	6
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	11
1	事業者の募集及び選定方式	11
2	事業者の募集及び選定スケジュール	11
3	応募事業者の参加資格要件	12
4	応募に関する手続き	17
5	応募に関する留意事項	20
6	優先交渉権者の決定方法	22
第 4	事業契約に関する事項	24
1	契約手続き等	24
2	契約保証金	24
3	特定 J V の事業契約上の地位	24
4	予算措置	25
第 5	事業実施に関する事項	25
1	誠実な業務遂行義務	25
2	市と特定 J V との責任分担	25
3	業務遂行状況のモニタリング	25
4	保険の付保	25
5	提案書類または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	25
6	遵守すべき法令等	26
7	事業の継続が困難となった場合の措置	26
第 6	募集要項等に関する問合せ先	26
別紙	リスク分担表	27

第1 募集要項等の位置付け

多度地区小中一貫校整備事業 募集要項(以下「募集要項」という。)は、桑名市(以下「市」という。)が多度地区小中一貫校整備事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により募集及び選定を行うにあたり、公表するものである。

募集要項と併せて交付する以下の資料(以下「募集要項等」という。)は、募集要項と一体のものとする。

- ・要求水準書及び参考資料 (No.11 は令和4年7月下旬公表予定)
- ・事業者選定基準書
- ・様式集
- ・事業契約書(案) (令和4年7月下旬公表予定)

本プロポーザルへの応募を希望する事業者(以下「応募事業者」という。)は、募集要項等の内容を前提として、応募に必要な書類を提出するものとする。

募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に係る質問・意見に対する回答及び競争的対話の結果による。

第2 事業概要

1 事業名称

多度地区小中一貫校整備事業

2 本事業の対象となる公共施設

名称：多度地区施設一体型小中一貫校(以下「本施設」という。)

種類：義務教育学校(予定)

用途：教育施設等

3 公共施設の管理者の名称

桑名市長 伊藤 徳宇

4 本事業の経緯・目的

市は、子どもたちを取り巻く社会の変化や子どもたち自身の変容を踏まえ、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある効果的かつ魅力的な教育環境づくりを行うため、小中一貫教育及び小中一貫校の整備を進めている。そこで、多度地区において施設一体型小中一貫校での小中一貫教育を円滑に推進していく上で、地域とのつながりをもった本事業を進めるため、小中一貫教育の説明会をはじめ、就学前施設・小学校・中学校の保護者との懇話会、地域の方とのワークショップ、教職員からの意見聴取等を実施してきた。

そして、これらの意見や思いをもとに、市の教育大綱の基本理念「夢を持ち その夢に向かって努力する子を育てます」を実現するため、小中一貫教育の必要性や多度地区において計画される理由、多度地区小中一貫校の基本コンセプト等を取りまとめた「多度地区小中一貫校整備事業 基本構想(以下「基本構想」という。)」を策定した。

次いで、基本構想の検討経緯や内容を十分に踏まえつつ、地域とのつながりをもった施設一体型小中一貫校の具現化に向けて、施設整備に関する前提条件、施設の配置や利用、必要諸室の考え方等を取りまとめた「多度地区小中一貫校整備事業 基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定し、令和3年2月に基本構想・基本計画として公表した。

令和3年7月には「開校準備委員会」及び各専門部会を設置し、開校に向けた施設整備・学校運営・地域連携に関することなどについて協議・検討を行っている。また、地域住民を対象としたワークショップや教職員対象アンケート、子どもからの提案などにより、新しい学校施設に関する意見等の把握・集約を図っている。

本事業は、基本構想・基本計画を効果的かつ効率的に実現するとともに、施設整備費だけでなく、施設供用開始後に発生する光熱水費や維持管理費、修繕・更新費等を含むトータルコスト(ライフサイクルコスト)の縮減や早期の開校に向けた施設整備期間の短縮化を主な目的として実施するものであり、市の意図を的確に具現化できる高度な技術や専門的な知識、豊富な経験等を有する事業者の本施設の設計・施工等を一括して発注することで、従来の整備手法にこだわらない自由な発想での創意工夫・ノウハウの活用が必須になると考えている。

本施設は、義務教育学校^{※1}としての開校を予定しており、施設一体型^{※2}で整備することで、9年間のカリキュラムなどを活用した系統的・連続的な教育、前期課程・後期課程間^{※3}や学年間での指導内容の入れ替えなどの教育内容の工夫、「4-3-2」の学年区分^{※4}の導入による児童生徒の発達段階に応じた指導、異学年間での児童生徒の交流、全教師間の緊密な情報交換や相互乗り入れによる指導、前期課程での教科担任制の導入などを施設面から支援することを想定している。

※1：義務教育学校	小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校のこと。 新たな学校の種類として、平成28年4月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」により創設
※2：施設一体型	小学校と中学校が同じ校舎に設置されている形態
※3：前期課程・後期課程	前期課程は小学校段階に相当する6年、後期課程は中学校段階に相当する3年
※4：「4-3-2」の学年区分	義務教育9年間の学年段階の区切りを前期4年・中期3年・後期2年の3段階に区分すること。施設一体型小中一貫校や義務教育学校で最も多く取り入れられている学年段階の区切り

5 本事業の理念

市は、将来、児童・生徒数の減少が予想されるなか、施設一体型小中一貫校を整備することを計画している。

また、令和3年3月24日に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行っており、本施設は脱炭素社会の実現に貢献するため、カーボンニュートラルに配慮して計画する必要がある。令和3年7月14日には、「公共施設等への再生可能エネルギー設備等導入方針」(総務部 グリーン資産創造課)を定めており、本施設においても再生可能エネルギー設備の設置が必要となる。

さらに、一人一台端末環境のもとで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する「デジタルファースト」の視点を取り入れた計画も必要になると考えている。

このため、本事業の実施にあたっては、設計・施工段階だけでなく、開校後の運営・維持管理段階においても民間ノウハウを積極的に活用する「公民連携」の視点や、本施設の効率的な維持保全・有効活用及び「公共施設マネジメント」の視点を反映した計画とすることが重要と考えている。

また、本事業では、「地域とのつながり」が強い小中一貫校を創り上げるため、多度地区ならではの多様な地域資源(自然、歴史文化、観光等)や立地環境(農地、周辺施設、道路・鉄道等)とのつながりを意識し、「事業用地全体」(市が本事業を実施するために新たに取得する用地及び多度中小学校の敷地)を対象として、学校機能だけでなく、地域住民等が集い、子どもたちのより豊かな学びにつながる多様な機能を求めるものとする。

教育内容や学習と相乗効果のある機能として、諸室面積の可変性や各室の共有化、他用途への転用など本施設の有効活用を想定したハード面の要素や、学習活動における専門的な外部人材や地域住民等との連携など本施設の運用を支援するソフト面の要素、さらには、市が展開している環境や文化・観光、健康・福祉などの各種施策の推進に寄与する要素などを想定している。

6 本事業の基本コンセプト

本事業は、下記の「基本コンセプト」と「大切にしたい3つの観点」に基づき、事業者が本施設に必要な機能・設備等を整備するものとする。

(1) 基本コンセプト

『つながり』ではぐくむ 子どもたちの「学び」と「育ち」

(2) 大切にしたい3つの観点

① 9年間のつながりと交流を大切にしたい学校

- ・学年段階の区切りを子どもたちの成長や実態に合わせて設定し、小学校文化と中学校文化のギャップを減らしてスムーズな接続ができ、通うのが楽しみになる学校にしたい。
- ・様々な支援を必要とする子どもたちに適切な支援を提供することで、誰一人取り残さない教育ができる学校にしたい。

② 多度の自然や文化を大切にし、地域の核となる学校

- ・多度山や多度峡などの豊かな自然について、多度祭や石取祭などの伝統文化等について深く学ぶことで、ふるさと多度を愛する子どもたちを育てる学校にしたい。
- ・子どもたちとの関わりを中心とした多度地区全域のコミュニティ形成を強める役割を果たす、地域の核となる学校にしたい。

③ 夢を持ち、予測困難な社会を前向きに生き抜く力を育む学校

- ・出会い・体験を通して子どもたちが自ら夢を持ち、その夢に向かって仲間とともに粘り強く努力し、自尊感情を高め「生きる力」を育める学校にしたい。
- ・義務教育9年間を見据えた系統性のある一貫した英語活動、英語教育を充実させ、英語の力並びに国際的な視野を備えた子どもたちを育てる学校にしたい。

7 学校づくりの考え方(基本方針)

本施設は、「縦のつながり」と「横のつながり」を意識し、下記に掲げる基本方針を具現化できる学校づくりを目指すものとする。

(1) 「縦でつながる」学校づくり

① 切れ目のない教育を推進する学校づくり

- ・教職員が9年間の系統性・連続性のある教育と指導を推進できる環境整備
- ・「自覚と憧れを持つ機会」となる異学年の児童生徒が交流できる環境整備
- ・特別支援教育、インクルーシブ教育を推進できる環境整備
- ・不登校児童生徒への支援が充実した環境整備
- ・子どもたちの成長・発達に応じた段階的な学習・生活環境整備(9年間の旅)
- ・高学年になったら足を踏み入れる憧れの空間整備

② 特色ある教育活動を支える学校づくり

- ・グローバル社会を生き抜く一貫した英語教育を推進できる環境整備
- ・子どもたちが多様に活動でき、主体的・対話的な学びを保障する環境整備
- ・ICT(Information and Communication Technology)教育をはじめとする先端的教育を推進できる環境整備
- ・外国人児童生徒教育を推進できる環境整備
- ・健やかな体を育む食育を推進できる環境整備
- ・運動に親しみ、体力を向上させる取組を推進できる環境整備

③ 安全・安心で子どもたちが楽しく通える学校づくり

- ・充実した教育相談活動が可能な環境整備
- ・安全・安心に登下校できる環境整備
- ・多様な発達段階に対応し、子どもたちが生き生きと活動できる環境整備
- ・安心して安全に遊べる環境整備

- ・子ども一人ひとりにとって居心地がよく、居場所がある環境整備
- ・SDGsの考えに基づいた環境学習・防災教育等を推進できる環境整備
- ・教職員が快適で働きやすい環境整備

(2)「横でつながる」学校づくり

① 地域の特徴を活かした学校づくり

- ・敷地の高低差、優れた眺望を活かした「丘の上の学び舎」としての構造整備
- ・多度の自然・伝統・歴史・文化を感じられる環境整備
- ・旧多度町5小学校が蓄積してきた歴史を継承し、活かした環境整備
- ・地域のヒト・モノ・コトとつながった郷土学習・キャリア教育を推進できる環境整備

② 地域とのつながりを強くする環境づくり

- ・地域交流室等、地域の方や保護者と子どもたちが触れ合い、学校と一体となって活動ができる環境整備
- ・地域の方同士の交流ができる環境整備
- ・学校と共にある地域コミュニティの拠点整備
- ・長期の避難に対応して地域の方が安全に安心して過ごすことができる、避難所としての施設整備

③ 子どもたちの放課後の居場所づくり

- ・学童保育所等、子どもたちが安心して放課後を過ごせる環境整備

8 本事業の方向性(事業者に対して特に期待すること)

本事業を実施する事業者には、下記の事項を十分に踏まえた提案を期待する。

- ア 基本構想・基本計画に示された「学校づくりの考え方」に基づいた計画とすること
- イ 市と事業者との効率的かつ効果的な役割分担により、早期の開校に向けた綿密な設計・施工スケジュールを立案し、本事業全体を円滑かつ確実に推進すること
- ウ 民間ならではの創意工夫やノウハウの活用により、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減に寄与する持続可能な施設計画とすること
- エ 事業用地の高低差のある地形条件を踏まえ、造成計画と建築計画を一体的に行うことで、大規模な造成は行わない計画とすること
- オ 敷地全体について「ランドスケープ」を意識し、9年間のつながりの中での居場所や交流空間づくり、景観的配慮や地域とのつながりを意識した空間づくりを行うこと
- カ 本施設の規模(延床面積)は、必要な学校機能を確保したうえで、共有化(シェア)により減少を図るなど、将来の児童生徒数の減少を考慮し、長期的な視点で無駄なく有効に活用できる費用対効果の高い計画とすること
- キ 各学年段階の学習内容・形態に応じて、多様な学習集団に弾力的に対応できるように、共用部はオープンスペースを効率的かつ効果的に確保できる計画とすること

- ク 将来の施設ニーズの変化に柔軟に対応することができるように、間取りの変更や他用途への転用などを考慮した計画とすること
- ケ 学校づくりの中で感染症対策と児童生徒の健やかな集団生活、コミュニケーション・学びの場の保障を両立すること
- コ 本施設は避難所機能を有し、体育館は大規模災害の発生時に地域の方が安全に安心して過ごすことができる長期の避難所として活用できるように計画すること
- サ 事業用地全体において、地域とのつながりを意識した学校づくりに寄与し、地域住民等が集い、児童・生徒のより豊かな学びにつながる多様な機能を計画すること。なお、多度中小学校(以下「既存施設」という。)の解体後の跡地については、事業用地全体で求めている上記機能の一部として、学校施設との相乗効果が期待できる機能を有する施設の整備・運営事業の実施を期待している。

9 本事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、事業者が本事業用地の造成設計・建設及び本施設の建築設計・建設、本施設開校後における既存施設の解体撤去等を一括して行うDB (Design Build) 方式(設計施工一括発注方式)により実施する。

(2) 敷地概要

本事業用地の範囲(以下「事業区域」という。)は、市が本事業を実施するために新たに取得する用地(以下「用地取得部分」という。)と既存施設の敷地(以下「多度中小部分」という。)を合わせた面積(約5.9ha)とする。

その他、本事業用地や事業区域に関する詳細な内容・留意事項については、要求水準書6頁以降及び参考資料に記載する。

【本事業用地の概要】

所在地	桑名市多度町小山地内	
敷地面積 (事業区域)	用地取得部分	約4.0ha
	多度中小部分	約1.9ha
区域指定 用途地域	用地取得部分	市街化調整区域(用途地域無指定)
	多度中小部分	敷地西側(約0.8ha):市街化調整区域(用途地域無指定) 敷地東側(約1.1ha):市街化区域(第1種住居地域)
容積率・建ぺい率	容積率:200%、建ぺい率:60%	
接続道路	多度中小部分の北東角:市道深谷柚井線 用地取得部分の東側:市道天王平1号線 用地取得部分の南西角:市道天王平3号線	

(3) 施設概要

本施設の設計条件及び既存施設等に関する詳細な内容は、要求水準書 8 頁以降及び参考資料に記載する。

【本施設の概要】

延床面積	要求水準書及び参考資料を参照のうえ、事業者の提案により適切な規模とする
構造条件	鉄筋コンクリート造または鉄骨造を前提に事業者の提案による
屋外運動場	メイングラウンド、多目的グラウンド、テニスコート、部室、体育倉庫、石灰倉庫、トイレ、遊具
外 構	駐車場：適切な台数(教職員用 70 台程度、来客者用 30 台程度) 駐輪場(後期課程用)：130 台分 スクールバス(大型バス 2 台・マイクロバス 4 台程度)停留・転回スペース 通路、外灯、門扉・囲障、植栽・中庭、雨水調整池等

【既存施設の概要】

校 舎	昭和 56 年度建築、延床面積：4,720 m ² 鉄筋コンクリート造 3 階建
体育館	平成 3 年度建築、延床面積：1,123 m ² 鉄骨造 3 階建
プール	昭和 61 年度建築 更衣室(鉄筋コンクリート造 平屋建 89 m ²) 高学年プール(鉄筋コンクリート造 25m×17m、8 コース、0.9~1.1m) 低学年プール(鉄筋コンクリート造 10m×12m、0.5~0.6m)

(4) 事業期間

事業期間は、事業契約の締結日(市議会における議決日)の翌日から、既存施設の解体撤去及び解体撤去後の外構整備期間の完了時(事業期間終了日は事業者提案)までとする。

市は、令和7年4月の開校を目標に準備を進めてきたことから、DB方式ならではの創意工夫により可能な限り施設整備期間が短縮され、早期の開校が実現することを期待している。

このため、本施設の引渡時期が令和7年4月以降になる提案も許容するものの、令和7年度中に用地取得部分における本施設の引渡及び開校準備期間が完了することを条件とする。具体的な開校日については、事業者からの提案内容や開校準備委員会等の意見を踏まえて、市が決定する。

事業用地全体の供用開始期限に関して、要求水準書に定める「機能施設整備・運営事業」を提案しない場合は令和8年度内を条件とし、具体的な供用開始日は、事業者からの提案内容を踏まえて、市と事業者との協議により決定する。

機能施設整備・運営事業を提案する場合、多目的グラウンド等の外構の供用開始期限は令和8年度内を条件とするものの、機能施設の整備完了期限は令和9年度以降になる提案も可能とする。なお、機能施設の具体的な供用開始日は、事業者からの提案内容を踏まえて、市と事業者との協議により決定する。

【事業スケジュール(予定)】

契約の締結	令和5年1月
本施設の整備期間(1期工事期間)	契約締結日の翌日から事業者が提案する日
本施設の引渡	事業者が提案する日(引渡後、令和7年度内に1か月間以上の開業準備期間が確保できることを条件とする。)
開校準備期間	事業者が提案する日(本施設の引渡から開校まで1か月間以上確保できるように配慮すること)
開校(本施設の供用開始)	事業者から提案される本施設の引渡時期を踏まえて市が決定する
既存施設の解体撤去及び解体撤去後の外構整備期間(2期工事期間)	事業者が提案する日(機能施設整備・運営事業を提案しない場合、令和8年度内に事業用地全体の供用を開始できることを条件とする)
事業用地全体の供用開始期限	機能施設整備・運営事業を提案しない場合：令和9年3月末(具体的な供用開始日は市と事業者との協議により決定する) 機能施設整備・運営事業を提案する場合：事業者が提案する日(具体的な供用開始日は市と事業者との協議により決定する)

(5) 本事業の業務範囲

本事業において、事業者が行う業務範囲は、以下のとおりとする。

事業者は、本事業全体の進捗等を管理(事業者内の意見調整・集約等を含む)し、事業期間を通じて市との連絡窓口となる「統括管理責任者」を応募グループの代表企業(12 頁参照)から選任し、本事業に係る各業務を円滑かつ効率的に遂行できる体制を構築する。

①設計業務

- ア 事前調査
- イ 本事業用地の造成設計
- ウ 本施設の建築設計
- エ 各種申請等
- オ 既存施設の解体設計
- カ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

②建設業務

- ア 本事業用地の造成工事
- イ 本施設の建設工事
- ウ 近隣対応・対策
- エ 電波障害対策
- オ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

③工事監理業務

- ア 本事業用地の造成工事監理
- イ 本施設の建設工事監理、本事業用地の外構工事監理
- ウ 既存施設の解体撤去工事監理
- エ 解体撤去工事後の外構工事監理

④解体撤去等業務

- ア 既存施設の解体撤去工事
- イ 解体撤去工事後の外構工事
- ウ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

⑤事業者のノウハウやアイデアの導入提案

本事業に関連して、市が実施する主な業務は次のとおりとする。

年度	主な業務内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内の用地取得 ・ 埋蔵文化財発掘調査 ・ 取付道路（通学路）部分の用地取得 ・ 都市計画決定・都市計画事業認可手続き ・ 開校準備委員会及び各部会
令和5年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定・都市計画事業認可手続き ・ 農地転用許可 ・ 取付道路（通学路）の整備（実施設計、工事） ・ 開校準備委員会及び各部会 ・ 開校時に必要な什器、備品等の購入・搬入設置

(6) 事業者への支払方法

市から事業者への支払方法及び支払条件等は、事業契約書(案)に記載の通りとし、予算の範囲内で支払う。

(7) 基準価格

本事業に係る必要な費用は、継続費として7,081,232,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を計上済み(令和4年1月)であるが、建設資材の上昇傾向が続いていることなどを考慮し、当該金額は基準価格とする。

本事業への応募にあたり、基準価格を上回る提案も可能とするが、市は、事業者の創意工夫・ノウハウの活用によるコストの縮減を期待しており、提案価格と基準価格との乖離幅を考慮したうえで、事業者選定基準書に基づいて適切に評価する。なお、基準価格の算定根拠は公表しない。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方式

本事業では、類似事業の実績やノウハウを有する事業者による効果的かつ効率的な実施が求められることから、事業者の募集及び選定は、選定基準に基づき、提案価格及び提案内容を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

本プロポーザルは、要求水準書等に基づき、事業者の考え方や具体的な整備方法・内容等に関する提案を審査し、本事業の実施主体として最も適した事業者を選定するものである。このため、本事業は必ずしも提案通りに実施するものではなく、選定された事業者の提案をもとに市と協議しながら推進することになる。なお、事業者から提出される提案書は、要求水準書等の充足を確認するための書類であり、記載内容の詳細に関して法令等に基づく承認を行うものではない。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを予定している。

日程(予定)		内容
令和4年	7月7日(木)	募集要項等の公表
	7月21日(木)	募集要項等に関する第1回質問・意見の受付締切
	8月10日(水)	募集要項等に関する第1回質問・意見に対する回答公表
	8月19日(金)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切 募集要項等に関する第2回質問・意見の受付締切
	9月1日(木)	参加資格審査結果の通知
	9月5日(月)	募集要項等に関する第2回質問・意見に対する回答公表
	9月8日(木)	競争的対話参加申込書及び競争的対話確認事項書の受付締切
	9月20日(火)～ 22日(木)	競争的対話の開催
	10月6日(木)	競争的対話結果の公表
	11月10日(木)	提案書類の受付締切
令和5年	1月	プレゼンテーション・ヒアリングの実施 優先交渉権者の決定及び公表
		提案価格に基づく予算の上程 優先交渉権者が結成する特定JVと仮契約の締結 仮契約の議決 (本契約の締結)

※本事業は、議会の議決を要する契約に該当するため、仮契約の締結後、市議会の議決を得た後、本契約として効力が発生する。

3 応募事業者の参加資格要件

(1) 応募事業者の構成等

① 応募事業者の構成

応募事業者は、下記A～Eの企業(以下「構成企業」という。)により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。なお、本事業の優先交渉権者として選定された応募グループは、市との仮契約の締結時までには特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)を結成し、当該特定JVが市との契約主体となる。

【応募グループの構成企業】

A	本事業用地の造成設計を行う企業(以下「土木設計企業」という。)
B	本施設の建築設計及び既存施設の解体設計を行う企業(以下「建築設計企業」という。)
C	本事業用地の造成工事、本施設の建設工事及び解体撤去等工事を行う企業(以下「建設企業」という。)
D	本事業用地の造成工事監理を行う企業(以下「土木工事監理企業」という。)
E	本施設の建設工事監理、既存施設の解体撤去工事監理及び解体撤去工事後の外構工事監理を行う企業(以下「建築工事監理企業」という。)

【応募グループの結成条件】

JV 条件	A～Eは、それぞれ「単独」の企業が担当することを基本とし、共同企業体(以下「JV」という。)の結成は必須としない。ただし、Cについては、複数の企業がJVを結成して実施することも可能とする。
----------	--

② 応募事業者の留意事項

- ア 複数の応募グループの構成企業になることはできない。また、構成企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある企業は、他の応募グループの構成企業となることはできない。
- イ 建設企業(JVを結成する場合は、最大出資比率の建設企業)は、応募グループの代表企業となること。本事業に係る応募手続き及び優先交渉権者として選定された場合の契約手続き等は、代表企業が行うこと。
- ウ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付以降、応募グループの代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成企業の変更については、やむを得ない事情が発生した場合に限り、市と代表企業が当該変更の可否について協議を行うものとする。

(2) 構成企業共通の参加資格要件

構成企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- イ 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

- ウ 商法(明治 32 年法律第 48 号)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと
- エ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立の事実がないこと
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしている者(ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。)でないこと
- カ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務のない者を除く。)
- キ 募集要項の公表日までに、市で指名停止または営業停止等の措置を受けていない者
- ク 法令、規則等に違反していない者
- ケ 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 21 年 11 月 16 日告示第 206 号)の別表第 1 に掲げるいずれかに該当しない者
- コ 国税及び地方税を滞納していない者
- サ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及び同者が当該業務において提携している者(以下、両者を「アドバイザー業務委託企業」という。)またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと
※アドバイザー業務委託企業は、以下の通りである。
 - ・株式会社百五総合研究所(三重県津市岩田 21 番 27 号)
 - ・株式会社綜企画設計名古屋支店(愛知県名古屋市東区葵二丁目 12 番 1 号)
 - ・弁護士法人片岡総合法律事務所(東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 1 号)
- シ 市が設置した「桑名市小中一貫校整備事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の委員または委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと
- ス 上記のサ及びシに定める者を本事業の応募に関するアドバイザー等として起用していないこと

(3) 土木設計企業の参加資格要件

土木設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 桑名市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント業者)の「土木関係コンサルタント(都市計画及び地方計画)」に登録され、同様の部門で令和4～7年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)による「都市計画及び地方計画部門」の登録がなされている者
- ウ 過去15年間(平成19年4月1日から令和4年3月末まで)において、国内で元請として区域面積10,000㎡以上の造成(整地)に係る基本(予備)設計または実施(詳細)設計業務の完了実績を有する者
- エ 管理技術者及び照査技術者として、下記の通り配置できる者
 - ・技術士(建設部門：都市及び地方計画部門)またはRCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、管理技術者が上記ウの実績を有すること
 - ・参加表明書の提出日において3か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと

(4) 建築設計企業の参加資格要件

建築設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 桑名市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント業者)の「建築関係コンサルタント(建築一般)」に登録され、同様の部門で令和4～7年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ウ 過去15年間(平成19年4月1日から令和4年3月末まで)において、国内で元請として延床面積8,000㎡以上の学校(学校教育法第1条に規定する学校とし、公立・私立を問わない)の新築に係る基本設計または実施設計業務の完了実績を有する者
- エ 建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者(処分を受けた地域を問わない)
- オ 管理技術者及び主任担当技術者として、下記の通り配置できる者
 - ・管理技術者及び意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有し、いずれも管理技術者または意匠主任技術者として上記ウの実績を有すること
 - ・構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること
 - ・電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士または建築設備士のいずれかの資格を有すること(電気設備主任技術者または機械設備主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること)
 - ・参加表明書の提出日において3か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと

(5) 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とし、複数の企業がJV(甲型JVまたは乙型JV)を結成して実施することも可能とする。

甲型JVの場合は、いずれの企業もア、イ、ウ、エの要件をすべて満たし、いずれかの企業がオ、カ、キ、クの要件を満たすこと

乙型JVの場合、本事業用地の造成工事を担当する企業は「土木一式工事」に関する要件をすべて満たし、本施設の建設工事を担当する企業は「建築一式工事」に関する要件をすべて満たすこと

- ア 桑名市入札参加資格者名簿(建設工事業者)の「土木一式工事」「建築一式工事」に登録され、同様の部門で令和4～7年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づき、「土木一式工事」「建築一式工事」について特定建設業の許可を受けている者
- ウ 経営規模等評価結果通知書の審査基準日が令和3年6月末日以降の者(経営事項審査申請中または申請予定者含む)
- エ 令和3年6月末日以降の経営規模等評価結果通知書における土木一式工事の総合評価値が1,500点(市内業者は710点)以上、建築一式工事の総合評価値が1,500点(市内業者は730点)以上の者
- オ 過去15年間(平成19年4月1日から令和4年3月末まで)において、国内で元請として区域面積10,000㎡以上の造成に係る土木一式工事の完了実績を有する者(共同企業体での実績の場合、当該共同企業体の代表としての実績を有すること)
- カ 過去15年間(平成19年4月1日から令和4年3月末まで)において、国内で元請として延床面積8,000㎡以上の学校(学校教育法第1条に規定する学校とし、公立・私立を問わない)の新築に係る建築一式工事の完了実績を有する者(共同企業体での実績の場合、当該共同企業体の代表としての実績を有すること)
- キ 建設業法第26条に基づく監理技術者として、下記の有資格者(参加表明書の提出日において、3か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者)を専任かつ常駐で配置できる者
 - ・土木工事における監理技術者は、一級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ・建築工事における監理技術者は、一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ク 現場代理人を常駐で配置できる者(キに定める監理技術者との兼務は可能)

(6) 土木工事監理企業の参加資格要件

土木工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 桑名市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント業者)の「土木関係コンサルタント(都市計画及び地方計画部門)」に登録され、同様の部門で令和4～7年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者

- イ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）による「都市計画及び地方計画部門」の登録がなされている者
- ウ 過去 15 年間(平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月末まで)において、国内で元請として区域面積 10,000 m²以上の造成工事に係る監理業務の完了実績を有する者
- エ 管理技術者及び担当技術者として、下記の通り配置できる者
 - ・技術士(建設部門：都市及び地方計画部門)または R C C M (都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、管理技術者が上記ウの実績を有すること
 - ・参加表明書の提出日において 3 か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと

(7) 建築工事監理企業の参加資格要件

建築工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 桑名市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント業者)の「建築関係コンサルタント(建築一般)」に登録され、同様の部門で令和 4～7 年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ウ 過去 15 年間(平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月末まで)において、国内で元請として延床面積 8,000 m²以上の学校(学校教育法第 1 条に規定する学校とし、公立・私立を問わない)の新築工事に係る監理業務の完了実績を有する者
- エ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者(処分を受けた地域を問わない)
- オ 管理技術者及び担当技術者として、下記の通り配置できる者
 - ・管理技術者及び担当技術者は、一級建築士の資格を有し、管理技術者が上記ウの実績を有すること
 - ・参加表明書の提出日において 3 か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと

(8) 参加資格の確認基準日

応募事業者の参加資格要件に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日とする。ただし、参加資格の確認基準日から事業契約の締結日までの間に、各構成企業において上記の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。ただし、前述のとおり、やむを得ない事情が発生した場合に限り協議を行い、代表企業以外の構成企業については、変更を認める場合がある。

4 応募に関する手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、市ホームページにおいて公表する。

要求水準書に関する参考資料の配布については、下記の通りとする。

期 間	令和4年7月 12日(火)～8月18日(木)(土・日・祝日除く)
時 間	9時～11時及び13時～16時
場 所	桑名市 教育委員会事務局 新たな学校づくり課 ※参考資料の受領を希望する場合、前日までに来訪時間の電話連絡を入れ、当日は様式1「要求水準書参考資料申込書」を持参すること

(2) 募集要項等に関する第1回質問・意見の受付

募集要項等に関する第1回の質問・意見は、下記の通り受け付ける。

受付期間	令和4年7月11日(月)～7月21日(木)17時
受付方法	様式2「募集要項等に関する質問書」または様式3「募集要項等に関する意見書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること(電子メールの件名は、質問書の場合は「【募集要項等_第1回質問】(企業名)」、意見書の場合は「【募集要項等_第1回意見】(企業名)」として送信すること)
提出先	桑名市 教育委員会事務局 新たな学校づくり課 E-mail : gakusaihm@city.kuwana.lg.jp

(3) 募集要項等に関する第1回質問・意見に対する回答の公表

募集要項等に関する質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、令和4年8月10日(水)に市ホームページに公表を予定している。なお、提出された質問・意見に関して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

参加表明書及び参加資格審査申請書類は、下記の通り受け付ける。

受付期間	令和4年8月17日(水)～19日(金)
受付時間	9時～11時及び13時～16時
提出場所	桑名市 教育委員会事務局 新たな学校づくり課
提出書類	様式集に従って作成すること
提出方法	持参により提出すること ※提出日の前日までに来訪時間の電話連絡を入れること

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。なお、参加資格審査において市が必要と判断した場合は、応募事業者に

追加書類の提出を要求することがある。

受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本事業に応募することができない。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、各応募グループの代表企業に対して、令和4年9月1日(木)に通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号等は、提案書類に記入すること。

参加資格が無いと通知された応募事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は、当該書面を受領後10日以内に説明を求めた応募グループの代表企業に対して書面により回答を行う。

(6) 応募の辞退

参加資格審査を通過した応募事業者が、応募を辞退する場合は、提案書類の受付締切日の前日までに応募辞退届(様式6)を桑名市役所 教育委員会事務局 新たな学校づくり課に持参または郵送により提出すること。

(7) 募集要項等に関する第2回質問・意見の受付

募集要項等に関する第2回の質問・意見は、下記の通り受け付ける。

受付期間	令和4年8月5日(金)～8月19日(金)17時
受付方法	様式2「募集要項等に関する質問書」または様式3「募集要項等に関する意見書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること(電子メールの件名は、質問書の場合は「【募集要項等_第2回質問】(企業名)」、意見書の場合は「【募集要項等_第2回意見】(企業名)」として送信すること)
提出先	桑名市 教育委員会事務局 新たな学校づくり課 E-mail : gakusaihm@city.kuwana.lg.jp

(8) 募集要項等に関する第2回質問・意見に対する回答の公表

募集要項等に関する質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、令和4年9月5日(月)に市ホームページに公表を予定している。なお、提出された質問・意見に関して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(9) 競争的対話の実施

募集要項等の記載内容に関して、応募事業者との意思疎通を図るとともに、市の意図と応募事業者の提案内容との間に齟齬が生じないように、参加資格審査を通過した応募グループとの競争的対話を実施する。

参加資格審査を通過した応募グループは、必ず競争的対話の申し込みを行うこと。参加者は、一グループあたり5名を上限とする。

競争的対話参加申込書及び競争的対話確認事項書は、下記の通り受け付ける。

受付期間	令和4年9月2日(金)～9月8日(木)17時
受付方法	様式4-1「競争的対話参加申込書」及び様式4-2「競争的対話確認事項書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること(電子メールの件名は、「【競争的対話】(グループ名)」として送信すること)
提出先	桑名市 教育委員会事務局 新たな学校づくり課 E-mail : gokusaihm@city.kuwana.lg.jp
留意事項	様式4-2「競争的対話確認事項書」の記載内容に関して、配置図・平面図等を提出すること

競争的対話は、下記の通り開催することを予定している。

開催日時	令和4年9月20日(火)～22日(木) ※具体的な開催日時は、応募グループの代表企業に対して別途通知する。
開催場所	桑名市役所 ※Web開催に変更する場合がある。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者側の参加者は、様式4-1「競争的対話参加申込書」に記載されている者とする。 市側の参加者は、市教育委員会 新たな学校づくり課担当者及び本事業に係るアドバイザー業務委託企業担当者とする。
対話時間	・90分(予定)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 開催当日の留意事項は、開催日時の連絡と併せて別途通知する。 競争的対話は、応募事業者の提案内容に関して、要求水準の達成有無を事前に確認するために実施するものであり、市として提案内容に関する優劣の評価や個別の助言等は行わない。 競争的対話の内容は、参加事業者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、令和4年10月6日(木)に市ホームページに公表を予定している。

(10) 提案書類の受付

参加資格審査を通過した応募事業者は、下記の日時に提案書類を提出すること。
受付日時に提案書類を提出しない場合は、本事業に応募することができない。

受付期間	令和4年11月9日(水)～10日(木)
受付時間	9時～11時及び13時～16時
提出場所	桑名市 教育委員会事務局 新たな学校づくり課
提出書類	様式集に従って作成すること
提出方法	応募グループの代表企業が持参により提出すること 参加資格審査結果通知書を持参すること ※提出日の前日までに来訪時間の電話連絡を入れること

市は、応募事業者から提出された提案書類について、募集要項等の指定通りに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

提出された提案書類に関して、追加や変更、再提出は認めない。ただし、誤字・脱字の修正等、市が認めた場合にはこの限りではない。

提案書類の受付後、プレゼンテーション及びヒアリングの実施までに、応募事業者に対して記載内容に関する質問・確認を行うことを予定している。

5 応募に関する留意事項

(1) 注意事項

- ア 応募事業者は、本プロポーザルの応募手続きにおいて知り得た情報等に関して、第三者に漏らしてはならない。
- イ 応募事業者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- ウ 応募事業者は、本事業への応募にあたり、競争を制限する目的で他の応募事業者と提案価格、応募意思及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案価格及び提案内容等を定めなければならない。
- エ 応募事業者は、優先交渉権者の決定前に他の応募事業者に対して、提案価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- オ 応募事業者の談合その他の理由により、本事業の募集を公正に執行することができないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該応募事業者を本プロポーザル参加させず、または本プロポーザルを延期し、若しくは取り止めることがある。後日、不正な行為が判明した場合は、契約を締結しない、または契約の解除等の措置を講ずることがある。

(2) 募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書類の提出をもって、募集要項等のほか、質問・意見に対する回答及び市が公表・配布した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 複数提案の禁止

応募事業者は、1つの提案しか行うことができない。

(4) 提案書類の変更等の禁止

提出された提案書類の変更、再提出は、原則として認めない。

提案審査において市が必要と判断した場合は、応募事業者に追加書類の提出や提案内容に対する質問への回答を要求することがある。

(5) 本事業への応募及び提案書類作成等に係る費用負担

本事業への応募及び提案書類の作成等に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募及び提案書類の作成に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 著作権

応募事業者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した応募事業者に帰属する。ただし、市は、本事業に関して必要な範囲において、優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書類の全部または一部を無償で使用することができるものとする。また、市は、審査結果の公表に必要な範囲において、その他の応募事業者の提案書類の一部を無償で使用することができるものとする。

なお、応募事業者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募事業者が負うものとする。

(9) 市が公表・配布する資料の取扱い

本事業において、市ホームページで公表する資料及び応募事業者に配布する資料は、本応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) 募集の中止等

本事業の公募期間中に、やむを得ない理由が生じた場合は、市は募集を延期または中止することがある。募集を延期または中止した場合においても、本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。

なお、応募事業者が1者となった場合も提案書類を受け付け、事業者選定基準書に基づき審査を行う。ただし、応募への妨害の疑い、不正または不誠実な行為等により募集を公正に実施することができないと認められる場合は、募集の延期、再募集、または募集の取り止めなどの対処を図ることがある。

(11) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後、当該優先交渉権者が無効の応募を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消す。

- ア 本事業への参加資格が無い者による応募
- イ 参加資格の確認基準日から提案書類の提出までに、参加資格要件を欠いた者を構成企業としている者による応募
- ウ 参加資格審査を通過した応募事業者の代表企業以外の者による応募
- エ 提案価格書に不備が認められる応募(記名押印がない、押印された印影が明らかでない、金額が訂正されている、日付の記載が無いなど)
- オ 提案価格書別紙(提案価格価格内訳書)が提出されていないまたは提案価格書別紙に不備がある応募 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募
- カ 提案書類に必要事項の記載が無いまたは記載事項が判読できない応募
- キ 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭な応募
- ク 2通以上の提案書を提出した者による応募
- ケ 参加表明書及び参加資格審査申請書類または提案書類に虚偽の記載をした者による応募
- コ 談合等の不正行為があった者による応募
- サ その他、募集要項等に記載した条件に違反した応募または市の指示に従わない者による応募

(12) 提案書類の公開

優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書類に関して、桑名市情報公開条例(平成29年桑名市条例第1号)の規定による開示請求があった場合、応募事業者の技術的・専門的ノウハウを含む機密に関する事項等(個人情報を含む)を除き、公開する場合がある。

(13) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募グループの代表企業に通知する。応募事業者は、募集要項等に定めるもののほか、桑名市契約規則その他関係法令を遵守すること

6 優先交渉権者の決定方法

(1) 応募事業者の選定方法

応募事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。
審査の手順など詳細については、事業者選定基準書に示す。

(2) 選定委員会の構成

提案審査における優先交渉権者の選定は、選定委員会において行う。

選定委員会は、下表記載の5名の委員により構成し、審査は非公開とする。

(敬称略)

役職	氏名	役職
委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学 芸術工学研究科教授
委員	大野 暁彦	名古屋市立大学 芸術工学研究科准教授
委員	松岡 守	三重大学教育学部 特任教授
委員	西田 喜久	桑名市役所 政策調整監兼教育委員会教育次長
委員	高柳 貴久蔵	桑名市役所 都市整備課長

優先交渉権者の決定までの間に、応募グループの代表企業または構成企業が上記の委員に対し、優先交渉権者の選定に関して自己が有利になるように働きかけを行った場合、当該応募事業者は失格とする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書類の審査にあたり、応募事業者によるプレゼンテーション及び応募事業者に対するヒアリングを実施する。プレゼンテーションは、提案書類に記載した内容をスライドで説明することを基本(動画は使用不可)とするが、模型等を作成して補足説明は可能とする。プレゼンテーション及びヒアリングに関する詳細な内容は、提案書類の受付後に応募グループの代表企業に通知する。

応募事業者が、プレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合、失格とする。

(4) 優先交渉権者の決定及び公表

市は選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査結果は、各応募グループの代表企業に通知する。

審査や選定に関する問合せや異議申し立てについては、受け付けない。

優先交渉権者の決定結果は、市ホームページに公表する。

(5) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、応募事業者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの応募事業者の提案によっても本事業の目的を達成することができないなどの理由により、本事業をDB方式で実施することが適当でないとして市が判断した場合は、優先交渉権者を決定せず、この旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。なお、優先交渉権者を決定しない場合においても、本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。

第4 事業契約に関する事項

1 契約手続き等

(1) 事業者との仮契約の締結

市は、優先交渉権者が結成する特定JVと令和5年1月に仮契約を締結することを予定している。

仮契約は、優先交渉権者の決定・公表後、速やかに締結する予定であり、当該契約の締結交渉・手続きに際して、事業契約書(案)の内容は、提案書類の提出前に確定することができなかった事項を除いて、原則として変更しない。

なお、優先交渉権者との仮契約交渉が調わず、締結に至らない場合、市は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点交渉権者と契約交渉及び手続を行う。

(2) 事業契約の締結

仮契約は、市議会の議決により本契約として成立する。

(3) 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の本契約の成立までの間に、優先交渉権者の構成企業において参加資格の一部を欠く事態が発生するなど、仮契約を締結できない場合は、速やかに市に対してその旨を書面により届け出ること。この場合、市は特定JVと仮契約及び本契約を締結しない。

ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格の一部を欠くに至った場合で、優先交渉権者が参加資格を欠いた者に代えて、参加資格を有する者を構成企業として補充し、市が参加資格の確認及び業務遂行能力等を勘案したうえで、本事業の実施に支障をきたさないと判断したときは、市は事業契約の仮契約を締結し、または本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格を確認する基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

(4) 契約の締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者の責めに帰すべき事由により事業契約を締結することができない場合、市は優先交渉権者に対して違約金を請求することができる。この場合を除き、事業契約の締結に至らなかった場合には、市及び優先交渉権者が本事業の募集及び準備に要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(5) 費用の負担

事業契約の締結に係る優先交渉権者側の弁護士報酬、印紙代その他一切の費用は、優先交渉権者の負担とする。

2 契約保証金

事業契約の締結時に必要となる契約保証金については、事業契約書(案)に示す。

3 特定JVの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、特定JVは事業契約上の地位及び権利義務を第

三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

4 予算措置

本事業に係る必要な費用は、継続費として計上済みであり、令和4年度分の歳出予算については、令和4年度6月議会で議決済みとなっている。

継続費を上回る提案価格を提示した事業者が優先交渉権者として選定された場合は、令和5年1月議会に上程し議決予定である。

第5 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行義務

特定JVは、要求水準書等の公表資料及び提案書類の記載内容に基づき、本事業に係る各業務について責任を持って誠実かつ確実に遂行すること

2 市と特定JVとの責任分担

本事業に係る各業務遂行上のリスク及び責任は、原則として特定JVが負担する。

ただし、特定JVが適切に管理することができないと認められるリスクについては、市がその全てまたは一部を負担する。責任分担の基本的な考え方は、別紙2「リスク分担表」に示すほか、詳細な責任分担やリスクが顕在化した場合における具体的な費用負担の方法等については、要求水準書及び事業契約書(案)に示す。

3 業務遂行状況のモニタリング

市は、特定JVが要求水準書等の公表資料及び提案書類に基づいて適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、是正または改善の要求等の措置を行うことができるものとする。

モニタリングの実施時期や内容、要求水準を満たしていない場合の措置に関する詳細については、事業契約書(案)に示す。

4 保険の付保

特定JVは、事業契約書(案)に基づき必要な保険を付保すること

5 提案書類または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

提案書類または事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と特定JVは本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

一定期間内に協議が整わない場合の措置については、事業契約書(案)に示す。

本事業に関する紛争については、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 遵守すべき法令等

特定JVは、本事業の実施にあたり、関係する法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。)及び適用要綱・各種基準等の最新版を遵守する。詳細な内容は、要求水準書に記載する。

7 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書(案)に定める事由ごとに市または特定JVの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書(案)の定めるところにより本事業を終了する。詳細については、事業契約書(案)に示す。

(1) 特定JVの帰責事由により事業の継続が困難となった場合

特定JVの帰責事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は特定JVに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。ただし、特定JVが当該期間内に修復することができなかつた場合、市は事業契約を解除することができる。

(2) 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合、特定JVは事業契約を解除することができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

市または特定JVの責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び特定JVとの間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、市及び特定JVは事業契約を解約することができる。

不可抗力の定義については、事業契約書(案)に示す。

第6 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

本事業に関する情報提供は、市ホームページにおいて行う。

担当	桑名市 教育委員会事務局 新たな学校づくり課 (担当：加藤、安井)
住所	三重県桑名市中央町二丁目 37 番地
電話	0594-24-1354
E-mail	gakusaihm@city.kuwana.lg.jp
URL	https://www.city.kuwana.lg.jp

別紙 リスク分担表

※本表は、市と事業者のリスク分担に関して、基本的な考え方を示すものであり、要求水準書や事業契約書(案)の内容との間で齟齬が生じる場合には、事業契約書(案)、要求水準書の順で優先する。

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			市	事業者
政策変更リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止、事業契約の解除等に関するもの（本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、すべて応募事業者の負担）	●	▲
法制度リスク	2	本事業に直接影響を及ぼす法制度・許認可等の新設・変更によるもの	●	
	3	上記以外の法制度・許認可等の新設・変更によるもの		●
税制度リスク	4	消費税制度の変更に関するもの	●	
	5	その他の税制度変更に関するもの		●
許認可取得リスク	6	市が取得すべき許認可の未取得、取得遅延または失効に関するもの（事業者が担う役割等の不履行に起因するものを除く）	●	
	7	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延または失効に関するもの（市が担う役割等の不履行に起因するものを除く）		●
住民対応リスク	8	本事業の実施に対する周辺住民等の反対運動、訴訟・要望等に起因するもの	●	
	9	上記以外のもの(事業者が行う業務に起因するもの)		●
環境保全リスク	10	事業者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの(有害物質の排出、騒音、振動、臭気など)		●
第三者賠償リスク	11	市の責に帰すべき事由による第三者への賠償	●	
	12	事業者の責に帰すべき事由による第三者への賠償		●
債務不履行リスク	13	市の責に帰すべき事由によるもの	●	
	14	事業者の事業放棄・破綻や契約違反に関するもの		●
	15	要求水準の未達に関するもの		●
不可抗力リスク	16	不可抗力に起因する増加費用及び損害(事業者は一定範囲を負担)	●	▲
物価変動リスク	17	施設整備期間中の一定範囲を超える物価変動(事業者は一定範囲を負担)	●	▲
募集要項リスク	18	募集要項等の誤りや記載内容の変更に関するもの	●	
応募リスク	19	本事業への応募費用の負担に関するもの		●
契約締結リスク	20	市の責に帰すべき事由による締結遅延または締結不能	●	
	21	事業者の責に帰すべき事由による締結遅延または締結不能		●
	22	議会の議決が得られないことによる締結遅延または締結不能(市及び事業者は自らに発生した費用を各々負担)	●	●
資金調達リスク	23	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
	24	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
要求水準等未達リスク	25	要求水準及び提案内容の不履行や不適合、性能未達等によるもの		●

※●：主負担、▲：従負担

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者		
			市	事業者	
調査リスク	26	市が実施した各種調査に関するもの	●		
	27	上記以外の調査に関するもの		●	
造成・建築・解体設計リスク	28	市からの指示事項の誤りや変更等に伴う設計費増加、設計遅延等に関するもの	●		
	29	上記以外の要因による不備・変更等に伴う設計費増加、設計遅延等に関するもの		●	
造成・建築・解体工事リスク	発注者責任リスク	30	市の要求による工事の内容及びその変更に関するもの	●	
		31	上記以外の要因による工事の内容及びその変更に関するもの		●
	用地リスク	32	用地取得に関するもの	●	
		33	埋蔵文化財の発見に関するもの	●	
		34	土地の瑕疵に関するもの (市が公表した資料から予測可能なものは除く)	●	
		35	市が公表した資料から予測可能な地質障害・地中障害物等に関するもの		●
		36	建設に要する仮設、資材置場、建設作業員の駐車場に関するもの		●
	工事遅延・未完工事リスク	37	市の責に帰すべき事由による工事遅延・未完工に関するもの	●	
		38	上記以外の要因による工事遅延・未完工に関するもの		●
	工事費増加リスク	39	市の指示による工事費増加に関するもの	●	
		40	上記以外の要因による工事費増加に関するもの		●
	工事監理リスク	41	事業者が実施する工事監理に関するもの		●
	引渡前施設損傷リスク	42	市の責に帰すべき事由による施設の損害	●	
		43	事業者の責に帰すべき事由による施設の損害		●
事業の中途終了リスク	44	市の債務不履行に起因する契約解除によるもの	●		
	45	事業者の債務不履行に起因する契約解除によるもの		●	

※●：主負担、▲：従負担

※要求水準書「第6 事業者のノウハウやアイデアの導入に関する要求水準」を踏まえて、事業者が「機能施設」を提案する場合、当該施設の所有形態や実施主体など具体的な整備・運営内容を踏まえて、別途リスク分担に関する協議・設定を行う。